

J A M 7業種別部会 合同労使研修会

使側へ春闘方針を説明 要求 35 歳 27 万円 健康で文化的な生活を送れる賃金



今年の春闘でしっかりと要求ができなければ、もう2度とこのような機会はないと強調する安河内JAM会長

JAM業種別部会（全15）のうち7部会*が1月26-27日の両日に、静岡県伊東市で各部会代表者会議、使側への春闘方針説明、全体研修・講演会や労使会議など「2018年JAM7業種別部会合同労使研修会」を開いた。

主催者を代表して安河内会長は「JAMの要求は、35歳で27万円。これは手当込み。JCMの最も高い要求は33万8000円。これは基本給。自動車大手メーカーはおそらく35歳で40万を超えている。そういう意味では、要求の段階から10万円以上の差がある。27万円という要求にすら、何万円も届いていない単組がJAMには多数存在する。1万500円はたしかに高いように見えるが、このくらいは要求しないと、健康で文化的な生活を送れるような賃金まで到達しないことをぜひご理解いただきたい」とあいさつでふれた。

*7部会＝軽金属・住宅設備・鋳鍛造・鋼構造・ロープ製線・精密時計・機械

全体研修では「LGBTに対する企業の理解と職場環境整備」と題し、山下敏雅弁護士（永野・山下法律事務所）を招き講演を受けた。

山下弁護士は、「性は男女二つではなく、多様性である。多くの人を持っている誤解は、同性を好きになることや、身体と心の性別が違うのは、病気であり治せるもの。異性を好きになるように治療ができるとか、あるいは心と身体の性別が、いわゆる自分の身体の性別と違うと思っていることを治せるとか、そういう病気なのではないか。あるいは趣味として選んでいるものなのではないか。これは、そういったものではない。生まれつきそうなっていて、本人たちは病気なんじゃないか、治せるんじゃないかとずっと努力するが、もう生まれつき決まって変えられないもので、趣味などのレベルの話ではないんだということ。こういう誤解が非常に多い」と説いた。



国連や国際的な場では、LGBTという言葉でなく、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）、性的指向と性自認という言い方が増えてきたと山下弁護士。

2日目には、それぞれの部会ごとに労使会議や労組幹事会などで春闘に向けて情報交換した。参加は59単組、22企業とJAM本部担当者など106人。（講演詳細は各単組一冊配布の月刊JAM三月号に記載予定）。